

令和4年第4回定例会

鳴沢村議会会議録

令和4年12月13日 開会

令和4年12月23日 閉会

鳴沢村議会

令和4年第4回鳴沢村議会定例会会議録

令和4年12月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦雄一郎	2番	渡辺正人
3番	渡辺宗司	4番	土屋文明
5番	渡辺次男	6番	小林清一
7番	小林昭一	8番	渡邊明雄
9番	佐藤博水	10番	三浦直樹

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

1番	三浦雄一郎	2番	渡辺正人
3番	渡辺宗司	4番	土屋文明
5番	渡辺次男	6番	小林清一
7番	小林昭一	8番	渡邊明雄
9番	佐藤博水		

4、欠席議員

10番 三浦直樹

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一

7、会議事件

- 議案第34号 鳴沢村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 議案第36号 公益的法人等への鳴沢村職員の派遣等に関する条例を定める件
- 議案第37号 鳴沢村個人情報保護法施行条例を定める件
- 議案第38号 鳴沢村情報公開条例及び鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第39号 鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例を定める件
- 議案第40号 財産の無償譲渡の件
- 議案第41号 財産の無償譲渡の件
- 議案第42号 鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件
- 議案第43号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第44号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定

- 日程第 4 議案第 3 4 号 鳴沢村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 5 議案第 3 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 3 6 号 公益的法人等への鳴沢村職員の派遣等に関する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 3 7 号 鳴沢村個人情報保護法施行条例を定める件
- 日程第 8 議案第 3 8 号 鳴沢村情報公開条例及び鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 3 9 号 鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例を定める件
- 日程第 1 0 議案第 4 0 号 財産の無償譲渡の件
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号 財産の無償譲渡の件
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号 鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件
- 日程第 1 3 議案第 4 3 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 4 議案第 4 4 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 4 6 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 一般質問

◎議長挨拶

副議長（渡辺宗司君） 三浦直樹議長より欠席届が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項「議会の議長に事故があるとき、副議長が議長の職務を行う」の規定に基づき、私、渡辺宗司が議長を務めますので、よろしく願いいたします。

令和4年第4回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスが第8波に入りました。県内では6日連続で前週を超え、高止まりで推移しております。鳴沢村においては、ワクチン接種の推進と感染対策には万全を期してもらいたいと思います。

村民の生活を守れるよう本日も慎重審議いただくことをお願いし、挨拶にかえさせていただきます。

開会 午前10時00分

副議長（渡辺宗司君） ただいまから令和4年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

副議長（渡辺宗司君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 令和4年第4回鳴沢村議会定例会をお願いいたしましたところ、1名の欠席の中、開会できますことを感謝申し上げます。

2022年も残すところ18日余りとなりましたが、本年もコロナ感染で始まり、議長さんが申しあげましたように今は第8波ということで、感染状況は高止まりの感がいたします。村内

でも陽性者が多くなっております。

私の感じですが、ワクチン接種の成果で重症化は少ないように思いますが、お互いに気をつけ、ルールは守り、守ってもらいたいと思っております。

このような中でも行政を進めてまいるには、議員さんをはじめ職員の皆さん、また村民の皆さんのご協力、ご支援が重要だと考えております。今年もそうですが、村でも国・県の力を借りながら円安や物価高に対する様々な施策を考えておりますので、議会の皆様のご支援をお願いいたします。

本年は、今年が災害のなかったよい年ではなかったと考えておりますが、どうか来年はコロナも終結するようお願いいたします。

本定例会では、条例改正3件、条例を定める件3件、財産の無償譲渡2件、人事案件1件、補正予算4件を予定しております。各案件とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶といたします。どうかよろしくをお願いいたします。

副議長（渡辺宗司君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（渡辺宗司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺次男君、小林清一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

副議長（渡辺宗司君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、町村議会議長会議が山梨県自治会館において10月12日に第3回、11月14日に第4回が開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による令和4年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 小林昭一君。

監査委員（小林昭一君） 地方自治法第199条の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月21日及び24日の2日間、代表監査委員の梶原 実氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について行政監査を行いました。

事業執行状況については、令和4年度における全256項目のうち100万円以上かつ10月26日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の19事業を対象として事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査いたしました。

補助金交付事務については、令和3年度一般会計において、1補助事業者について50万円以上の補助金を交付している15事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているか審査をいたしました。

入札事務については、令和4年度において10月末日までに執行された11件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているか審査をいたしました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項及び鳴沢村監査基準第14条第1項の規定により、11月25日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で行政監査の結果報告を終わります。

次に、令和4年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月1日の午後3時及び6日の午前11時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務の

ために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月1日の委員会で申し合わせた事項については、次の4項目です。

1、会期は12月13日より12月23日までの11日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月5日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、12月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、5日正午に通告が締め切られた6名7件の一般質問通告書の取扱について、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

副議長（渡辺宗司君） 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月6日午後3時30分より議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村地域包括ケア会議メンバーとの意見交換についての1件です。

委員会開催に先立ち、保健センターにおいて鳴沢村地域包括ケア会議メンバーの方々と座談会を開催し、高齢者のみの世帯増加による介護福祉サービス等が抱えている課題を伺いました。

座談会では、福祉保健課で作成した鳴沢村の高齢者の現状についての説明を受け、高齢化率が33.7%から今後数年でさらに進んでいくことが想定される中、メンバーの方々から高齢者のみの世帯の対応について、様々なご意見や課題が挙げられました。

座談会終了後に議員控室で委員会を開催し、鳴沢村地域包括ケア会議メンバーからの意見等について協議を行いました。

協議を行った結果、今後も継続して介護福祉分野について総務教育厚生常任委員会で協議していくことを決定しました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

副議長（渡辺宗司君） 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

建設産業経済常任委員長（渡辺次男君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和4年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月6日午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長及び振興課職員2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、令和4年度道路工事等の進捗状況等について、土地開発行為等調整会議の報告についての2件です。

会議では、まず振興課より、今年度実施している村の工事及び県が主体となって行っている村内の工事等についての内容や進捗状況などの説明を受けました。

続いて、10月7日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について報告を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

副議長（渡辺宗司君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第3回定例会において所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対して申出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月20日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第50号（案）についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第50号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月11月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、令和3年度決算認定の記事をトップ項目として、議会からの村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

また、令和3年度山梨県広報コンクールで議会だより第45号が優秀賞を受賞いたしましたので、その件についても掲載させていただきます。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

副議長（渡辺宗司君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

副議長（渡辺宗司君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月23日までの11日間と決定しました。

◎日程第4 議案第34号 鳴沢村定年等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第5 議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

◎日程第6 議案第36号 公益的法人等への鳴沢村職員の派遣等に関する条例を定める件

副議長（渡辺宗司君） 日程第4、議案第34号鳴沢村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定める件から日程第6、議案第36号公益的法人等への鳴沢村職員の派遣等に関する条例を定める件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第34号鳴沢村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定める件、議案第35号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件及び議案第36号公営的法人等への鳴沢村職員の派遣等に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、定年の引上げに関連して所要の改正を行う必要があるため、条例の一部改正及び新規制定を行うものであります。

なお、上程する議案第34号から議案第36号については、全て関連するものであるため、内容については一括にてご説明申し上げます。

また、改正点が多岐にわたるため、主要な改正箇所を中心に概要説明にかえさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

本議案の改正趣旨といたしましては、国家公務員法等の一部を改正する法律の制定により、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、同様の措置を講じる必要があることを踏まえ、定年が段階的に65歳まで引き上げられることにより、影響する関係条例の整備を行うものであります。

議案第34号鳴沢村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、2ページをご覧ください。

第3条で、職員の定年を改めて65歳と規定し、第4条において、定年による退職の特例として、第1号から第3号までに当てはまる場合には、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年

退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができるとの規定を設けるものであります。

4 ページをご覧ください。

第3章管理監督職勤務上限年齢制につきましては、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために管理監督職に就いている職員を管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の官職への降任または降給を伴う転任をさせるものであります。第7条により管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定し、第8条により60歳を超えた職員を他の職へ降任等する場合の遵守事項を定め、第9条各号により管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用制限の特例を定めるものであります。

8 ページをご覧ください。

第4章定年前再任用短時間勤務制度につきましては、職員の働き方の多様性を考慮し、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度を規定したものであります。

その他定年延長に関する情報の提供及び勤務の意思の確認などについては、附則で設けております。

次に、議案第35号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご覧ください。

こちらは、先ほどご説明させていただきましたとおり、法令の改正に伴って影響する複数の条例を整備条例としてまとめて改正するものであります。

第1条鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正からご覧ください。

こちらは、同条例第3条報告事項にて改正された地方公務員法に基づく引用先の改正及び公表すべき項目の追加を行うもので

あります。

2ページをご覧ください。

第2条鳴沢村職員定数条例の一部改正につきましては、段階的に65歳までに定年が引き上げられることに伴い、60歳超の常勤職員については、定数条例の対象となることから、必然的に職員の定数が増加することに加え、地方公共団体において質の高い行政サービスを安定的に提供する体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、それらを踏まえ、改正するものであります。

第3条職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、定年引上げに伴い、他の職への転任により現に属する職務の給与に同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降給、降格することを規定するものであります。

第4条から第8条につきましては、定年引上げに伴う地方公務員法の改正による引用先の改正、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改め、一般的な規定、定義、一部表現の改正を行うものとなっております。

第7条鳴沢村職員給与条例の一部改正する条例につきましては、附則により当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により、当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項、第6項及び第7項の規定により、当該職員の受ける号級に応じた額に100分の70を乗じて得た額を支給することとなります。ただし、臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、鳴沢村職員の定年等に関する条例

第9条第1項または第2項の規定により、法第28条の2第1項に規定する異動期間を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員、鳴沢村職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員には適用されないため、その内容を条例に規定するものであります。

附則により、令和5年3月31日をもって退職となる職員については、現行の再任用制度におおむね準じた暫定再任用制度による暫定再任用職員となり、附則第4条第4項、第5項の規定等により、定年前再任用短時間勤務職員と同様にみなして改正条令の適用を受けるものであります。

最後に、議案第36号公益的法人等への鳴沢村職員の派遣等に関する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、当該条例を定める必要があり、条例第2条により業務の全部または一部が村の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ村がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるものとして、職員の派遣を行うことができるようにするものであります。

山梨県内においても、9割方の市町村において本条例は制定・運用されており、村の事務または事業と密接な関連を有する業務を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等、村の諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進を図ることを前提に、今後定年引き上げに伴い、組織全体としての活力の維持や職員の高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図ることも踏まえ、制定するものであります。

ただし、臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員等は、その対象から除くことになるため、第2条各号に規定しております。

第3条から第9条は、法に基づき規定しなければならない派遣職員の給与等に関する内容を設けているものであり、派遣中でも職員の給与等は市町村から支給できるものとなります。これら派遣に関しては、法に基づき職員の処遇の状況等を村長に報告しなければならないこととなっているため、第10条にその規定を設けております。

第11条から第18条につきましては、法第10条第1項に規定する条例で定める法人についても、第10条までの内容と同様に規定しておくことができるため設けるものであります。

なお、附則として、関連3条例全て施行期日は、一部規定を除き、改正地方公務員法の施行日である令和5年4月1日からとするものであります。

以上で議案第34号から第36号までの提案理由の説明を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） なしと認めます。

これより議案第34号から議案第36号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡辺宗司君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第36号までの3件は、原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第37号 鳴沢村個人情報保護法施行条例を定める件

◎日程第8 議案第38号 鳴沢村情報公開条例及び鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第9 議案第39号 鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例を定める件

副議長(渡辺宗司君) 日程第7、議案第37号鳴沢村個人情報保護法施行条例を定める件から日程第9、議案第39号鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例を定める件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(三浦寿得君) 議案第37号鳴沢村個人情報保護法施行条例を定める件、議案第38号鳴沢村情報公開条例及び鳴沢村情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定める件、議案第39号鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例を定める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第37号から第39号までの議案に関しては、共通の法改正に係るものでありますので、一括説明とさせていただきます。

本3議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関

係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例を定めるものであります。

また、改正点は、現行の条例を基に一部改正等があることから、軽微なものに関しては説明を割愛させていただき、主要な改正箇所を中心に概要説明にかえさせていただきますので、あらかじめご了承お願いいたします。

改正概要としましては、令和5年4月1日から新個人情報保護法の規律が全国共通ルールとして、地方公共団体等に直接適用され、その所管を個人情報保護委員会に一元されることから、現行の鳴沢村個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止とし、改正法で委任された事項等を鳴沢村個人情報保護法施行条例として新たに定めます。

ただし、議会については、新個人情報保護法の適用除外となることから、現行の鳴沢村個人情報保護条例を基に新たに議会として鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例を制定します。

法令施行後は、法律を根拠とした適用となるため、条例で使用する用語は、法律及び法律施行令で用いる定義と同様にする必要がありますため、鳴沢村個人情報保護施行条例及び鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例の第2条においてその旨を定義しております。

また、法律では、保有個人情報の開示請求の手数料を条例にて定めることとしております。現行条例では、手数料を無料としているため、改正後も手数料は無料としておりますが、コピー代等の実費相当分については、別途細則で定める額を費用負担していただくように、鳴沢村個人情報保護施行条例では、第9条第2項で鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例では、第30条第2項において規定を定めております。

続いて、同法の一部改正に関連して、鳴沢村情報公開条例及び鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する必要があります。同審査会条例においても、鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例における審査会については、村の執行部と共通の審査会にするため、その旨を条例中で定義しております。

なお、附則として、関連3条例全て施行日は、新個人情報保護法の施行日である令和5年4月1日からとするものであります。

また、職務上知ることができた秘密を漏らした場合等の罰則規定を有する条例については、検察庁との協議の上、金額を決定する必要があります。本3条例については、甲府地方検察庁と罰則について協議済みであります。

以上で、議案第37号から第39号までの提案理由の説明を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号から議案第39号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡辺宗司君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第39号までの3件は、原案のとおり決定しました。

◎日程第10 財産の無償譲渡の件

◎日程第11 財産の無償譲渡の件

副議長(渡辺宗司君) 日程第10、議案第40号財産の無償譲渡の件及び日程第11、議案第41号財産の無償譲渡の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長(渡邊英博君) 議案第40号及び議案第41号の財産の無償譲渡について、ご説明申し上げます。

村では、平成22年度に総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金事業を活用し、近隣町村との情報格差を解消するため、鳴沢村地域情報通信基盤整備推進事業により鳴沢村全域に光ファイバーケーブルを整備するとともに、富士桜高原別荘地区においては、テレビ放送の受信状態が悪く、以前より別荘所有者からCATV放送視聴希望要望が多く寄せられていたため、光ファイバーケーブルとCATV放送ケーブルを接続することにより、富士桜高原別荘地区でのCATV放送が受信可能となりました。

事業開始から10年以上が経過し、今後多額の更新費用が見込まれます。このような中、令和2年5月に総務省より公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインが示され、この中で公設設備の民間移行に関する協議を行う

ことが望ましいとされたことを受け、東日本電信電話株式会社及び北富士有線テレビ放送株式会社と譲渡の可能性について検討したところ、両社から譲受けが可能である旨の回答がありました。

今後の維持管理における財政負担の軽減、利用者への継続的かつ安定的なサービスの提供、災害復旧における迅速な対応が見込まれるため、無償にて村の光ファイバーケーブル及びCATV関連設備を東日本電信電話株式会社及び北富士有線テレビ放送株式会社へ譲渡するものであります。

この無償譲渡は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で、議案第40号及び議案第41号の提案理由の説明を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号及び議案第41号の2件を一括して採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡辺宗司君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号及び議案第41号の2件は、原案のとおり決定しました。

◎日程第12 鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件

副議長(渡辺宗司君) 日程第12、議案第42号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第42号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件について、提案理由をご説明申し上げます。

現委員であります渡辺正次氏及び小林宗堅氏が令和5年3月31日をもって任期満了となることを受け、次期委員として渡辺正次氏の再任と新しく鳴沢村1769番地、渡邊伸一氏を法務大臣に推薦したいと思っております。

ご存じのように、両候補者ともに人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、適任と思われまますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、委員候補者の適否についてご意見いただけるようお願い申し上げます。

副議長(渡辺宗司君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

副議長(渡辺宗司君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡辺宗司君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(渡辺宗司君) 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(渡辺宗司君) 起立全員です。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第43号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)

◎日程第14 議案第44号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第15 議案第45号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎日程第16 議案第46号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)

副議長(渡辺宗司君) 日程第13、議案第43号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)から日程第16、議案第46号

令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第43号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から議案第46号令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）の4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに1億4,438万1,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を32億8,568万1,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、村道改良事業4,750万8,000円、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業2,610万6,000円、ふるさと納税推進事業1,008万6,000円、簡易水道事業特別会計繰出金900万円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金5,556万4,000円、普通交付税3,831万8,000円、国庫支出金1,805万円などを見込んでおります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、村道改良事業4,750万8,000円を令和5年度へ繰越しできるものとして設定するものであります。

また、債務負担行為につきましては、令和5年度から鳴沢いきやりの湯管理業務について、職員の高齢化に伴い、求人募集しても応募がなく、人員を確保することが難しい状況であることから、継続的な安定運営を行うために管理等業務委託費を設定

させていただくものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第43号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第46号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第17 一般質問

副議長（渡辺宗司君） 日程第17、一般質問を行います。

ここで、一般質問通告取下げの報告をいたします。

私から1件の一般質問通告の取下げを申出、これが許可されました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

三浦雄一郎君からの「職員採用について」の質問を許します。

1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 村職員採用について質問させていただきます。

村では、現在職員募集について、7月頃周知し、8月に受付終了、9月に採用試験という本来自治体が行う採用法をとっていますが、時期的に学生の就職活動はもっと早くから始まっているのが実情です。また、村職員も現在少数の中、住民ニーズの多様化などによりその業務内容は煩雑化し、業務量も増加する傾向にあります。

少数精鋭による行政運営が必要になっているこの時代によりよき人材の確保は、今後の村の発展にも大きく関係するものと考え

えます。

民間企業で広く採用されている適正試験のSPIなどの導入も視野に入れ、他県などの自治体の先進事例を参考に、村長の掲げる「小さくても輝く村づくり」の一翼を担うと考えます。

元来の公務員試験も必要なことと思いますが、村独自の採用法を検討し、知的能力と学力・応用力を測定する基礎能力試験や面接重視等その手法も多岐にあるかと思えます。多くの人に受験してもらい、よりよき人材を採用できるよう採用試験時期やその手法を見直す考えはあるでしょうか。

副議長（渡辺宗司君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦雄一郎議員からの職員採用についてのご質問にお答えいたします。

質問いただきましたように、住民ニーズの多様化、地方分権・行政改革の推進等により1人の職員が抱える業務内容は煩雑化し、少数精鋭による行政運営が今後さらに必要になり、より優秀な人材の確保が求められているところでございます。

現在村では、地方公務員法第18条の規定に基づき、山梨県町村職員統一試験実施委員会による山梨県町村職員統一採用試験として、他の自治体との相互協定により採用試験の共同実施を行っております。小規模自治体単独で実施するよりも財政的な面や情報発信といった観点を鑑みると、合理的かつ有効的であることから、村独自での採用試験は行っておりません。

また、統一採用試験を行うことにより受験者全体の平均点が把握でき、本村を受験した受験生が全体でどのくらいの順位なのかも把握できるなどのメリットもございます。

しかしながら、より優秀な人材を多く採用するためにも、採用方法については、時代に即し幅広く検討する必要があります。既に山梨県町村職員統一試験実施委員会では、採用試験の実施

時期、試験内容等について民間企業との兼ね合いも踏まえながら、見直しについての検討を行っているとのこと。

村においても引き続き山梨県町村職員統一採用試験での採用試験を実施することとし、積極的に当委員会への改善、要望などへの働きかけを行い、最善の方法で採用試験を実施できるよう進めてまいりたいと思っております。

なお、ご存じのように村で募集している協力隊の募集にもまだ応じてもらえない面もありますので、その点も踏まえながら検討したいと考えております。

以上、三浦雄一郎議員からの質問に答えさせていただきます。

副議長（渡辺宗司君） 1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） ご丁寧な回答ありがとうございます。職員採用につきましては、他の自治体の動向も踏まえ、善処していただき、足並みをそろえながら庁内でも検討を重ね何らかの体系を取り入れ、前向きに取り組んでいただければ幸いです。

明るく楽しくたくましい職場こそが村の未来を照らすものであり、小さくても輝く村づくりに寄与していくものと考えます。私もできる限りの協力、応援をしてまいりますので、今後も引き続きご多用のほどよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で三浦雄一郎君からの一般質問を終わります。

次に、「ゼロカーボンシティ宣言後の進捗について」の質問を許します。4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） ゼロカーボンシティ宣言後の進捗についての質問であります。

令和3年2月に全国に先駆け、山梨県全自治体が2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を宣言してから2年目の経過を迎え

ます。

当初は、国の野心的な目標と言われておりましたが、既に県内では富士吉田市の再生可能エネルギー補助金や西桂町の公用車のEV導入など取組が始まり、当村でも平成26年改正の環境対策補助金交付で太陽光等は始まっております。

しかしながら、まだまだ省エネ推進にとどまっている場合も多いと言われておまして、ゼロカーボンシティの実現、まさにこの実現に向けた具体的な脱炭素対策を推進する時期になったと思います。当村でも前回は、公用車のEV化など昨年の答弁でありました。

そこで2年経過を迎える今期、鳴沢村としてゼロカーボンシティ宣言後の進捗と今後3年間2025年までの具体的な取組について伺います。

副議長（渡辺宗司君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員のゼロカーボンシティ宣言後の進捗状況についてのご質問ですが、担当課長であります住民課長に答弁をお願いいたします。

副議長（渡辺宗司君） 住民課長。

住民課長（小林昭博君） 土屋文明議員の質問についてお答えいたします。

当村においてのゼロカーボンシティへの取組については、太陽光発電設備・太陽熱温水器の設置補助、生ごみ処理機・コンポスト等の設置補助、外灯のLED化など温室効果ガス削減における事業を継続的に実施しており、また鳴沢村の地球温暖化防止実行計画に基づいて、鳴沢村役場及びその他の公共施設で行う事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量の抑制に対する意識を高め、地球温暖化対策の推進に努めているところであります。

また、今後3年間の取組についてですが、これまで行ってきた取組については、継続して行っていく予定ですが、地球温暖化に対する環境保全については、各個人の知識と理解が必要となり、日頃の生活の中で環境保全につながる行動をとっていただく必要があります。また、世界的な規模で取り組んでいく課題でもあり、行政だけでは温室効果ガスの削減に取り組むことはできません。

このことを踏まえ、村においては、各家庭や事業者に対して温暖化問題は、住民一人一人が排出者であることを認識していただき、問題意識を高め、温暖化防止に向けた取組を行っていただくような啓発活動に力を入れていきたいと考えております。

これまで村として積極的な啓発活動を行ってきませんでしたでしたが、家庭でできる簡単な排出削減の取組や国や県の助成制度など積極的な情報発信を行っていききたいと考えております。

また、さらなるCO₂の排出削減のため、様々な取組を庁舎全体で引き続き検討していきながら、これまで以上に行政が率先した取組を行うとともに、住民や事業者の皆さんにも協力していただきながら、地域が一体となった中でゼロカーボンシティの推進に努めていきたいと考えております。

以上で、土屋文明議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

副議長（渡辺宗司君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 今回回答の中で前回伺えなかった地球温暖化含めて、啓蒙活動を村としてきちっと転換してやっていくという前向きな回答をいただきました。

既にご承知だと思っておりますが、昨年2月のゼロカーボンシティ宣言後の4月に環境省によりゼロカーボンシティの取組を行う地方公共団体市町村向けの補助事業が着手しております。本

年4月からややこしい名前なのですが、地域脱炭素移行再エネ推進交付金と呼ばれるのが環境省のほうから令和4年度概算要求200億円の支給が決定しました。この事業はまさに先ほど具体的に脱炭素を実現するという対策を強化するためでもあるんですが、これは今後3年間で全国のゼロカーボンシティ宣言市町村を対象に100の自治体を先行して選定してやることになっております。既に4月から12月まで2回の申請のコンペがあり、その中で50地域が既に決定しております。残り50の地域については、来年の1月から順に2回に分けて25自治体向けに受け付けるということを決めているそうです。これらは大体市町村と共同提案者の大学とか入った企画を出したり、あるいは小さい市町村であれば、近隣の市町村と合同で企画提案を作って環境省に出しているということを知っております。

そこで、当村においてもこれらの地域脱炭素移行、再エネ推進交付金の活用など早急な取組を検討していただいて、私の質問としたいと思います。

副議長（渡辺宗司君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「ナラ枯れ被害の現状と被害拡大防止の対策は」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） ナラ枯れ被害の現状と被害拡大防止の対策について伺います。

ナラ枯れの被害が全国的に広がっております。山梨県では2019年に初めて身延、南部、山中湖の3市町村で被害が確認され、21年には郡内地域を中心に15市町村まで拡大しました。被害量も19年の39立方メートルから2年で9,373立方メートルと240倍に急拡大いたしました。枯れてしまった木を放置しますと倒木し、建物や電線などを破損する二次被害のおそれもあります。

県は、被害拡大の防止策として、カシノナガクイムシが成虫になる前に被害木を伐採して薬剤処理や幹に粘着シートを巻くなどして虫を駆除することを呼びかけています。

本村の被害状況及び被害拡大防止の対策について説明してください。

また、山中湖村では、伐採した被害木を高付加価値化させる活用策として、ワイングラスやコースターの製作を模索しております。本村でも伐採木の活用方法などを検討しているか伺います。

副議長（渡辺宗司君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員からのナラ枯れ被害木の現状と被害拡大防止の対策はというご質問ですが、担当課であります振興課長に答弁をお願いいたします。

副議長（渡辺宗司君） 振興課長。

振興課長（小林昌信君） 渡辺次男議員の質問にお答えさせていただきます。

本村におけるナラ枯れの被害状況は、令和2年度に21立米、令和3年度に99立米の被害が確認されており、ほとんどが県有林となっています。民有林での被害は、令和3年度に1本4.26立米の被害木を処理しております。また、処理方法としましては、最も効果のあると思われる薬剤処理を行っております。

被害拡大防止の対策としましては、令和4年1月に鳴沢村ナラ枯れ被害対策事業補助金交付要綱を制定し、ナラ枯れ被害木を所有または管理する者に対して、伐採及び病虫害の駆除費用の補助を行っております。

また、伐採木の活用につきましては、山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動に関するガイドラインにより、被害材の移動や処理に制限があり、加工品についても村内での利用が原則となっております。

おります。また、村内での処理本数が少なく、販売や搬出費用の点からも費用対効果が低いため、現在のところ検討しておりません。

以上で渡辺次男議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

副議長（渡辺宗司君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 補助金等の支援もしているということで安心しました。

被害木周辺には、毒性の高いキノコ、カエンダケの目撃が相次いでいるそうです。触ると皮膚が炎症を起こすほか、過去には食べた人が死亡した例もあるそうです。枯れたナラに発生するケースが多いということです。ナラ枯れの拡大に伴いカエンダケの発生も広がってくる可能性があると思いますので、今後とも引き続きナラ枯れの対策を充実するようお願いして、私の質問を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で、渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「スポーツ・レクリエーションの推進にかかわる指導者の育成と確保について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） スポーツ・レクリエーションの推進に関わる指導者の育成と確保について、教育長に伺います。

6月定例会の報告第2号で報告のあった令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に記載されている鳴沢村教育委員会の自己点検・評価シートで、スポーツ・レクリエーションの推進項目欄にある指導者の育成と確保については、評価の根拠、課題・問題点、今後の方策等があり、当該年度の自己点検と評価は、Bのおおむね達成しているというふうになっています。自己点検・評価は当然Aの達成しているでなければならぬと思います。

評価の根拠欄でスポーツ推進委員に対し、研修会等を奨励し、指導力などの質の向上を図ったかとありますが、確かに高齢者スポーツ大会、また村民体育祭での運営等は評価できます。しかし、スポーツ推進委員を対象にした奨励だけでいいのでしょうか。

本村には日本スポーツ協会や各種競技団体の公認の指導者が数多くおり、活動をしています。県スポーツ指導者協議会や県スポーツ少年団、各種競技団体等では、資質向上や義務研修など数多くの研修会、講習会が開催されていますが、たまたま私も県の役員として研修会や講習会に運営等で出席をしておりますけれども、本村からの参加は非常に少ない現状です。スポーツ推進だけでなく、生涯を通じ、指導できる人材育成と確保、公認資格保有者等の研修会、講習会への参加奨励が必要ではないでしょうか。教育長の見解を伺います。

さらに、スポーツ少年団の指導者も以前は年度登録だけで継続して指導者として認定されていましたが、公認指導者制度が変わり、スタートコーチへの移行手续をすることとなっていますが、現在継続している指導者は移行手续がよく分からず、そのままの状況が多いように思います。そのままだと資格が失効してしまいますので、サポート等どのように考えていますか。

また、競技団体、公認の資格継続へのサポートや指導、人材育成等確保、資質の向上方策を伺います。

副議長（渡辺宗司君） 教育長。

教育長（小林茂登君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

まず、評価Bの要因といたしまして、こちらコロナにより中止となる研修会が多く、例年より回数が減ったためでありまして、決して参加奨励をしなかったということではありません。

また、公認資格であるスポーツ少年団認定員取得者は、現在2

3名おりますが、新たな指導者を育成及び確保していくことは、重要だと認識しております。

指導者の公認資格取得については、スポーツ少年団各単位団に対し、文書及び口頭により毎年山梨県スポーツ少年団が実施するコーチ養成講習会への参加を依頼しておりますが、スポーツ少年団における指導は基本的にボランティアであり、受講の可否はあくまで本人が判断するため、難しい面もあると思っております。

指導者育成や資質向上に係る研修参加奨励ですが、県スポーツ少年団及び南都留スポーツ少年団連絡協議会が実施する研修に参加していただいておりますので、引き続き文書や口頭により参加を奨励していきたいと考えております。

なお、スポーツ少年団に係る指導者資格については、令和元年度まではスポーツ少年団認定員という資格でしたが、令和2年度に日本スポーツ少年団により新たに日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程が制定され、指導者として登録するためには、公認スポーツ指導者資格を保有していることが必須となりました。

鳴沢村では、各単位団に働きかけを行い、令和5年度末までに資格移行または新たな資格取得により単位団活動の最低限の要件である各単位団2名以上の確保を目指します。新たな資格については、有効期間が4年で、更新が必要となります。更新料も1万円かかるため、助成も検討しております。

また、生涯を通じて指導できる人材育成と確保という質問もありましたが、スポーツ少年団活動を推進していくことにより、成長してからもそのスポーツに取り組むことで、生涯を通じて指導できる人材育成と確保につながると考えております。

以上で、佐藤博水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

す。

副議長（渡辺宗司君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 様々な対応をしていただいてありがたいと思っております。しかし、文書とか口頭でも奨励しているようでございますけれども、そこをまた少し強く押し込んでいただいで参加していただくように見直していただければ指導者の資質向上につながるのではないかというふうに考えております。

それから、スポーツ推進委員の資質の向上もしてはいるわけですがけれども、以前にもちょっとスポーツ推進委員さんの話をしましたけれども、いろいろな大会等ではラジオ体操、前に出ていただけますけれども、やはり模範になってするような体操ではないということを指摘した方もいます。その辺もしっかり研修していただきたい、そして皆さんに勉強していただきたいと思えます。

それから、競技団体の公認資格保有の資格継続でございますけれども、一つはこれは例でございますけれども、私もソフトボールの審判員の資格を持っておりますけれども、以前は毎年更新がありました。そして、どのように変わったかという説明も代表者から受けていますけれども、ここ四、五年実際それはないということで、その資格がどうなっているのかということもちょっと不安になるところでございます。その辺の指導もどのように行っているのか伺いたいと思えます。

それから、専門部に対してもどのように指導をしているのかということも伺いたいと思えます。

副議長（渡辺宗司君） 教育長。

教育長（小林茂澄君） こちらの答弁は、教育課長に答えさせていただきます。

副議長（渡辺宗司君） 教育課長。

教育課長（木暮富人君） 博水議員のそのソフトボールの資格というふうなお話でありましたけれども、大変申し訳ないですけども、その辺はちょっと私も把握はできておりませんで、指導の状況についてはまた改めて確認させていただきたいと思えます。

以上です。

副議長（渡辺宗司君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 今のお話の中で資格の継続のほうはわかりました。よろしくお願ひしたいと思えます。

なお、スポーツ指導員の資質の向上さらにどういうことをしていくのか、また専門部への指導はどのようにしていくのかということをお伺ひします。

副議長（渡辺宗司君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤議員の質問ですが、指導員制度というのは自分のところへ連絡来るものです。教育委員会、村の公共施設へ来るものではありません。ご存じのとおり私もスキーの指導員の資格を持っておりますし、毎2年ごとの更新もやっております。それは各々人宛てに通知がいつているものと私は理解しております。

以上です。

副議長（渡辺宗司君） 教育長。

教育長（小林茂澄君） 教育課長に答弁させていただきたいと思えます。

教育課長（木暮富人君） 先ほどスポーツ指導員の研修というお話がございました。それにつきましては、一度目の答弁にてさせていただいたとおり、南都留スポーツ少年団連絡協議会、また県スポーツ少年団が行っている研修ございまして、そちらの研修にも参加していただいておりますので、また引き続いて参加

していただこうと思っております。

各単位団の指導者の研修につきましては、現状ほとんど参加してしない状況ではあるんですけども、またいい研修がありましたらそれを文書または口頭にて受講していただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

副議長（渡辺宗司君） 暫時休憩。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

副議長（渡辺宗司君） 暫時休憩を解いて再開いたします。

以上で、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「災害時避難施設の安全性の確立は」の質問を許します。

7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 災害時避難施設への安全性の確立はということで、村長にお尋ねします。

災害時避難場所の指定がありますが、大きな地震で被災した建物の危険性があるかどうかの判断をし、避難施設として適するかどうかの判断は大変難しいと思います。天井が落ちそうなのか、窓ガラスが落下しそうなのか、建物自体が崩落しないのかを判断するために行われるのが応急危険度判定です。判定により建物の出入り口の制限や室内の使用不可の場所が制限される可能性もあります。

村の建築士は数が限られ、判定できない可能性があります。地域の建築士会と連携し、必要な場合、活動をお願いするために建築士会との連携が必要だと思っておりますが、お考えはいかがでし

ようか。

副議長（渡辺宗司君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員からの災害時の避難施設への安全性の確立はという質問についてお答えいたします。

災害等により居住場所を確保できなくなった被災者が仮設住宅等に入居できるまでの間で過ごす鳴沢村の指定避難所は、鳴沢小学校体育館、大田和公民館、鳴沢村総合センター、山道ホール、なるさわ富士山博物館エポックホール、いきやりの湯、鳴沢村民体育館、村民武道館の8ヶ所あります。

鳴沢村地域防災計画では、災害発生時に避難所開設に先立ち、各施設管理者が施設の安全性を確認するための判断ができない場合には、災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請し、それを受け、山梨県に応急危険度判定士の派遣を要請することとなっております。

より迅速に指定避難場所の判定業務を開始するためには、小林昭一議員の質問のとおり、地域の建築士会と連携することは非常に有効と考えております。山梨県と大地震時の被災建築物応急危険度判定士の招集に係る協定を締結しております山梨県建築士会の支部である山梨県建築士会北富士支部と指定避難所の被災建築物応急危険度判定業務の協力を直接要請することができる協定の締結について、早急に検討してまいります。

以上で小林昭一議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

副議長（渡辺宗司君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 早速ながら提携していただけるということで、感謝しております。

さきの熊本県の地震では、マグニチュード6.5、マグニチュード7.3と同じ地域で起こりました。震度7から6弱の地震

が3日間で7回も起こりました。耐震の建物でも2階、3階被災することによって安全性が損なわれると思うので、村の防災担当とも話をさせていただきながら、迅速な提携、連携をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 続いて、「防災士との連携の考えは」の質問を許します。7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 防災士との連携の考え方について、村長に伺います。

村内には防災士の資格を取得し、防災の意識向上に努め、何か役に立てないかと活動しているグループがあります。私もその1人ですが、メンバーの中では連携が必要だという意見もあります。村の防災担当だけでは、やるべきことが多大で大変だと思います。防災士のメンバーといろいろな面での意見交換を図ることにより、防災訓練でもサポートできると思いますが、連携等をしていく考えはありますか。

副議長（渡辺宗司君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の防災士との連携についての考えはというご質問いただきましてありがとうございます。担当課であります総務課長に答弁をお願いいたします。

副議長（渡辺宗司君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） それでは、小林昭一議員からの質問についてお答えさせていただきます。

大規模災害が発生すると小林昭一議員の質問のとおり、災害対応は膨大な量となるため、自助・共助・公助による対応が必要となります。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要ですが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、

県、村、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものであります。

公助を担う役場は、大規模災害の発生に伴い、災害対応への業務量が急激に増加し、役場機能が低下してしまいます。このような中であっても迅速に災害対応を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、住民の生命・身体及び財産を保護し、住民生活への影響を最小限にしなければなりません。

このような目的を達成するために鳴沢村業務継続計画を策定し、業務継続力の向上を図るため、教育訓練や計画の検証、実行等を通じて、課題の検証を行い、計画・実施・評価・改善の4段階のPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善をしております。

また、鳴沢村での大規模自然災害リスクに対して、土砂災害、大地震、富士山噴火等の災害に応じた防災関係機関との訓練を積極的に実践しております。

一方で村は、自助・共助に関する災害予防の一環として、災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織である自主防災組織の設置育成強化、ボランティア活動の環境整備等を担うことが鳴沢村地域防災計画で定められております。

村では、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成し、地域全体の防災力を強化することを目的として、山梨県、鳴沢村及び山梨大学が連携して、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を開催し、研修受講料と防災士資格取得試験受講料を助成しております。

防災士の皆様には、養成講座修了者で集う甲斐の国・防災リー

ダーネットワーク交流会で事例発表や情報交換等を通して、防災リーダー同士の連携を図っていると伺っております。

自助・共助を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されている防災士には、行政では手が行き届ききれない自主防災組織やボランティア等との連携が期待されておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、小林昭一議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

副議長（渡辺宗司君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 村の防災方針について詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。おっしゃるとおり村の施策により防災士取得のための補助金を交付していただき、防災士を目指す方には大変役に立っております。

防災士の甲斐の国・防災リーダーの研修に行ったときに、その各地域によって防災のマップを作ったりとかいろいろあるんですけども、自治会が主体となって防災リーダーのそれを助けるようなところ、または村が主体となってそれに自治会が足しになって防災士が助けるところ、いろいろなやり方が多数あります。

村長のすばらしい県との交渉により懸案であった総合センターの裏にも砂防工事により付近の住民にも安心安全な生活が送れるようになって今工事が進んでおりますけれども、防災士の中でもやはり村との連携が必要で、村の方策に合わせたようなところで活動で補助できればというところが意見の中に多数あります。例えば小学校を通しての活動の中でできることがあればやりたい、例えばどこかの施設を借りて1日電気を使わないでキャンプみたいなことを父兄とやるとかいろいろなことで電気を使わない方策について考えたりするんですけども、なかなか

か村との連携、教育委員会との連携がなければできないことも多数あるような気がしてまいりました。防災士との連携をいただくということなので、またいろいろな方策を考えながらまた進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で、小林昭一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

副議長（渡辺宗司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月14日から22日までの9日間を休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡辺宗司君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月14日から22日までの9日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月23日午前11時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月13日

議会副議長

署名議員

署名議員

令和4年12月23日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優	教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得	税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博	福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博	振興課長 小林昌信
教育課長 小暮富人	会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告（一部事務組合議会報告）
日程第3	議案第43号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算 （第5号）
日程第4	議案第44号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別 会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第45号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別 会計補正予算（第2号）

日程第 6 議案第 4 6 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第 3 号）

日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午前10時58分

議長（三浦直樹君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林昭一君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和4年第3回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合、6番 小林清一君。

6番（小林清一君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合定例会の報告をさせていただきます。

9月21日午前8時30分より招集、会議が行われました。

出席者は議員18名と、会議事件説明のため外川建志組合長をはじめ、事件説明のため全執行部員の出席者がありました。

本会議においては、会期を9月21日の1日間と決まりました。会議事件は議案2件、認定2件。

議案第7号令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51万円減額し、

1億1,919万2,000円とする。

議案8号令和4年度富士スバルライン沿線美化協力会会計歳入歳出補正予算(第2号)について、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4万2,000円減額し、2,305万2,000円とする。

認定1号令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額1億2,979万4,000円、歳出総額7,789万7,000円、歳入歳出差引額5,189万7,000円。

認定2号令和3年度富士スバルライン沿線美化協力会会計歳入歳出決算認定について、歳入総額2,300万円、歳出総額645万円、歳入歳出差引額1,655万円。

いずれも審議の結果、全員の賛成で可決しました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合定例議会について報告を終了します。

議長(三浦直樹君) 河口湖南中学校組合、6番 小林清一君。

6番(小林清一君) 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

開催日時、9月21日午後2時より招集、会議が行われました。

議員15名と、会議事件説明のため、組合長の渡辺喜久男富士河口湖町町長をはじめ、小林優鳴沢村長及び事件説明のため全執行部員の出席がありました。

議会開始前に議席の指定がありました。

本会議においては、会期を9月21日の1日間と決まりました。

会議事件は、承認1件、認定1件、同意1件。

承認1号令和4年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算について専決処分の承認の件、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,557万9,000円とする。補正の内容は、

中学校費 10 万円。

認定 1 号令和 3 年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額 2 億 7, 337 万円、歳出総額 2 億 7, 287 万円、歳入歳出差引額 50 万円。

同意 1 号監査委員の選任についての同意を求めることについて、富士河口湖町大嵐 1555 番地 2、三浦圭二氏が選任されました。昭和 27 年 4 月 27 日生まれです。

いずれも審議の結果、全員の賛成で可決しました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了します。

議長（三浦直樹君） 青木が原ごみ処理組合議会、4 番 土屋文明君。

4 番（土屋文明君） 令和 4 年第 2 回青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

11 月 21 日午前 9 時 30 分より招集され、会議が行われました。

議員 8 名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部 5 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 11 月 21 日の 1 日間と決定されました。

諸般の報告は、渡辺美雄議員の退職届の受理、後任に山下利夫議員が選任されました。

会議事件は 1 件で、まず、令和 3 年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定についての件で、内容は歳入歳出の予算の総額が歳入総額 4, 097 万 5, 000 円、歳出総額 2, 802 万 1, 000 円、歳入歳出差引残高 1, 295 万 4, 000 円と、原案のとおり認定されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了します。

議長（三浦直樹君） 青木ヶ原衛生センター議会、2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 令和4年青木ヶ原衛生センター議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

11月21日午前11時より招集され、定例会が行われました。

議員11名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林優鳴沢村長、会計管理者と監査委員、そして富士河口湖町堀内環境課長、鳴沢村小林住民課長、三浦和雄所長と事務局、計8名の出席がありました。

本会議の会議事件は7件で、当日、議長不在であるため、日程第1として副議長による仮議席の指定がありました。

日程第2として新議長選挙により、富士河口湖町選出の渡辺美雄議員が新議長に選任されました。

日程第3として議長より議席の指定、日程第4として議長から会議録署名議員の指名、日程第5として会期日程は当日限りに決定しました。日程第6として辞職議員の報告。

日程第7、認定第1号として、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について審議され、歳入6,387万5,000円、歳出4,981万9,000円、実質収支額1,405万6,000円の決算は可決されました。

議会としてはこれで以上ですが、その他として、議会閉会後に、管理者渡辺喜久男富士河口湖町長より、これまでこのセンターで公用車がなかったということで、業務上支障があったとの報告がありました。令和5年度の予算に公用車購入費用を盛り込みたいとの事前説明がありました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会令和4年第2回定例会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番

三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

10月27日午後1時30分より招集され、令和4年第2回定例会が行われました。

議員23名と、会議事件説明のために広域連合長山下政樹笛吹市長をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局9名の出席がありました。

最初に、会期は10月27日1日間と決定されました。

次に、欠員となった議会運営委員会委員に、南部町の遠藤高芳議員が選任されました。

本会議では、まず最初に、認定第1号令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入は、予算現額5億5,116万7,000円に対し、調定額、収入済額いずれも5億5,116万7,866円。主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費などに充てる、市町村からの事務経費の負担金、並びに前年度からの繰入金であります。

歳出は、予算現額5億5,116万7,000円に対し、支出済額5億1,390万9,816円、不用額は3,725万7,184円。主な内容につきましては、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、民生費・社会福祉費及び特別会計への繰出金です。

次に、認定第2号令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額、予算現額1,079億5,661万8,000円に対し、調定額は1,088億6,076万7,603円、収入済額は1,088億4,986万6,887円。なお、収入未

済額の1,021万7,075円は、被保険者の所得更正などに伴う負担区分の変更による医療費返還金等の未納分です。歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金及び現役世代などの支援金です。

歳出は、予算現額1,079億5,661万8,000円に対し、支出済額1,063億4,147万5,681円、不用額は16億1,514万2,319円となります。主な内容は、被保険者に対する入院、外来、調剤、歯科等の医療給付費用です。

いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第9号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,744万4,000円を追加し、それぞれ5億6,441万9,000円とするものです。

次に、議案第10号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20億744万5,000円を追加し、それぞれ1,092億8,683万6,000円とするものです。

いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発委第1号山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について。

渡邊利彦議会運営委員長より、多様な人材の議会への参画を促進するための環境整備を図る観点、出産や育児看護、介護を明文化するとともに規定の整備を図る旨、また会議録の配布を紙でなくデータベースで配布を可能にするとともに、押印を廃止する国の動向を踏まえ、会議規則の見直しを行うための改正を行う旨が提出され、同意し、可決されました。

最後に、発委第2号山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正について。

渡邊利彦議会運営委員長より、専決処分事項について1件30万円以下の交通事故に関わる和解及び損害賠償の額を定めることが指定されておりましたが、広域連合発足時から見直されておらず、全国のほかの広域連合に倣い、1件100万円以下に改正を行う旨が提出され、同意し、可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第43号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）

◎日程第4 議案第44号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第45号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第46号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（三浦直樹君） 日程第3、議案第43号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から日程第6、議案第46号令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第43号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から議案第46号令和4年度鳴沢村

介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号から議案第46号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。

議案第43号から議案第46号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (三浦直樹君) 起立全員です。したがって、議案第43号から議案第46号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (三浦直樹君) 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 (三浦直樹君) 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和4年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月23日

議会議長

署名議員

署名議員